

令和7年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第217回国会(常会)提出

令和7年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
第一 通常収支分	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	5
（一）歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	5
（二）歳入の概要	6
1 地 方 税	6
2 地 方 譲 与 税	24
3 地方特例交付金等	24
4 地 方 交 付 税	25
5 国 庫 支 出 金	26
6 地 方 債	27
7 使用料及び手数料	30
8 雑 収 入	30
9 復旧・復興事業一般財源充当分	30
10 全国防災事業一般財源充当分	30
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	32
（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	32
（二）歳出の概要	36
1 給 与 関 係 経 費	36
2 一 般 行 政 経 費	37
3 公 債 費	40
4 維 持 補 修 費	41
5 投 資 的 経 費	41
6 公 営 企 業 繰 出 金	46
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	47
（三）国庫支出金に基づく経費の総額	47

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳(復旧・復興事業) 53

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額 53

(二) 歳入の概要 53

1 震災復興特別交付税 53

2 一般財源充当分 54

3 国庫支出金 54

4 地方債 55

5 雑収入 56

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳(復旧・復興事業) 57

(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額 57

(二) 歳出の概要 58

1 給与関係経費 58

2 一般行政経費 58

3 公債費 59

4 投資的経費 60

5 公営企業繰出金 60

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額 61

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳(全国防災事業) 65

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額 65

(二) 歳入の概要 66

1 一般財源充当分 66

2 雑収入 66

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳(全国防災事業) 67

(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額 67

(二) 歳出の概要 68

公債費 68

策 定 方 針

令和7年度においては、通常収支分について、累積した巨額の債務残高を抱えるなど引き続き厳しい地方財政の状況等を踏まえ、歳出面においては、地方創生や防災・減災対策、自治体DX・地域社会DXの推進等に必要な経費を計上するとともに、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費や民間における賃上げ等を踏まえた人件費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった財源不足について、適切な補填措置を講ずることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和7年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 通常収支分

(1) 地方税制については、令和7年度地方税制改正では、個人住民税における給与所得控除の見直しや大学生年代の子等に関する特別控除の創設等の措置のほか、企業版ふるさと納税制度の延長等の税制上の措置を講ずることとしている。

(2) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生ずることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う。

① 令和7年度の地方財源不足見込額1兆929億円については、令和5年度に講じた令和7年度までの制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額及び地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）の発行額は生じないこととなる。

ア. 建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。

イ. 地方交付税については、国の一般会計加算により929億円（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算額154億円及び同条第3項の加算額775億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金400億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

② 交付税特別会計借入金の償還については、平成23年度の償還計画の見直し以降に償還を繰り延べてきたもののうち令和6年度までの繰延べ分2兆2,000億円を合わせ、2兆8,000億円の償還を実施する。

③ 上記の結果、令和7年度の地方交付税については、18兆9,574億円（前年度比2,904億円、1.6%増）を確保する。

(3) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、9兆885億円（普通会計分5兆9,602億円、公営企業会計等分3兆1,283億円）とする。

(4) 自治体DX・地域社会DXや地方創生の推進、地域社会の維持・再生、こども・子育て政策の強化、住民に身近な社会資本の整備、社会保障施策の充実、消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進、過疎地域の持続的発展等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

- ① 「デジタル田園都市国家構想事業費」については、「新しい地方経済・生活環境創生事業費」に名称変更した上で、「地方創生推進費」（1兆円）及び「地域デジタル社会推進費」（2,000億円）を内訳として、1兆2,000億円計上する。
 - ② 「地域社会再生事業費」については、4,200億円（前年度同額）計上する。
 - ③ 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における地方負担について所要の財政措置を講ずる。
 - ④ 投資的経費に係る地方単独事業費については、「公共施設等適正管理推進事業費」のうち集約化・複合化事業の対象を拡充した上で、同事業費として5,000億円（前年度比200億円、4.2%増）を計上することとしており、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - ⑤ 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。
 - ⑥ 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。
 - ⑦ 一般行政経費に係る地方単独事業費については、自治体DX・地域社会DXの推進や社会保障関係費の増加、地方団体の委託料の増加に要する経費等を適切に反映した計上を行うとともに、年度途中における給与改定に対応できるよう給与改善費を計上することにより、財源の重点的配分を図るほか、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
 - ⑧ 消防力の充実、防災・減災、国土強靱化の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講ずる。
 - ⑨ 過疎地域の持続的発展のための施策等に対し所要の財政措置を講ずる。
- (5) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (6) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、行政のデジタル化、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

- ① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、補助事業に係る地方負担分等を措置するため、871億円を確保する。また、一般財源充当分として33億円を計上する。
- ② 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、15億円（普通会計分11億円、公営企業会計等分4億円）とする。
- ③ 補助事業費、地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費等について所要の事業費2,704億円を計上する。

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、一般財源充当分として217億円を計上する。

第一 通常収支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一） 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、97兆94億円であり、前年度に比し、3兆3,707億円（3.6%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は、第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額		増減率 (%)
			(A) - (B)	(%)	
I 地方税	454,493	427,329	27,164		6.4
II 地方譲与税	29,661	27,293	2,368		8.7
1 地方揮発油譲与税	2,127	2,153	△ 26	△	1.2
2 石油ガス譲与税	40	43	△ 3	△	7.0
3 自動車重量譲与税	3,077	3,013	64		2.1
4 航空機燃料譲与税	145	143	2		1.4
5 特別とん譲与税	113	114	△ 1	△	0.9
6 森林環境譲与税	689	641	48		7.5
7 特別法人事業譲与税	23,470	21,186	2,284		10.8
III 地方特例交付金等	1,936	11,320	△ 9,384	△	82.9
IV 地方交付税	189,574	186,671	2,904		1.6
V 国庫支出金	171,022	158,042	12,980		8.2
1 義務教育職員給与費負担金	16,210	15,627	583		3.7
2 その他普通補助負担金等	125,251	113,588	11,663		10.3
(ア) 生活扶助費等負担金	13,398	13,721	△ 323	△	2.4
(イ) 医療扶助費等負担金	13,976	13,771	205		1.5
(ウ) 介護扶助費等負担金	861	844	17		2.0
(エ) 児童保護費負担金	1,543	1,438	105		7.3
(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	19,197	18,242	955		5.2
(カ) 児童手当等交付金	21,666	15,246	6,420		42.1
(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金及び高等学校等就学支援金交付金	4,004	4,018	△ 14	△	0.3
(ク) 子どものための教育・保育給付交付金	18,002	16,617	1,385		8.3
(ケ) その他の補助負担金等	32,604	29,691	2,913		9.8
3 公共事業費補助負担金	27,074	26,377	697		2.6
(ア) 普通建設事業費補助負担金	26,886	26,062	824		3.2
(イ) 災害復旧事業費補助負担金	188	315	△ 127	△	40.3
4 国有提供施設等所在市町村助成交付金	307	299	8		2.7
5 施設等所在市町村調整交付金	78	76	2		2.6
6 交通安全対策特別交付金	475	487	△ 12	△	2.5
7 電源立地地域対策等交付金	1,151	1,123	28		2.5
8 特定防衛施設周辺整備調整交付金	424	413	11		2.7
9 石油貯蔵施設立地対策等交付金	52	52	△ 0	△	0.0
VI 地方債	59,602	63,103	△ 3,501	△	5.5
VII 使用料及び手数料	15,560	15,625	△ 65	△	0.4
VIII 雑収入	48,496	47,182	1,314		2.8
IX 復旧・復興事業一般財源充当分	△ 33	△ 8	△ 25		312.5
X 全国防災事業一般財源充当分	△ 217	△ 169	△ 48		28.4
歳入合計	970,094	936,388	33,707		3.6

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	令和7年度		令和6年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	454,493	46.8	427,329	45.6
2 地 方 譲 与 税	29,661	3.1	27,293	2.9
3 地 方 特 例 交 付 金 等	1,936	0.2	11,320	1.2
4 地 方 交 付 税	189,574	19.5	186,671	19.9
5 国 庫 支 出 金	171,022	17.6	158,042	16.9
6 地 方 債	59,602	6.2	63,103	6.7
7 使 用 料 及 び 手 数 料	15,560	1.6	15,625	1.7
8 雑 収 入	48,496	5.0	47,182	5.1
歳 入 合 計	970,344	100.0	936,565	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、第1表の復旧・復興事業一般財源充充分及び全国防災事業一般財源充充分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税21兆3,018億円、市町村税24兆1,475億円、合わせて45兆4,493億円であり、前年度に比し、道府県税は1兆3,760億円(6.9%)増加、市町村税は1兆3,404億円(5.9%)増加、合わせて2兆7,164億円(6.4%)増加している。

地方税の税目ごとの調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は、第4表のとおりである。

第3表 地方税の調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	令和6年 度当初見 込額 (A)	令和7年度				比 較	
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)	令和6年 度当初見 込額に対 する増減 収額 (D)-(A)	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
A 道 府 県 税							
I 普 通 税							
1 道 府 県 民 税	52,547	62,813	60,891	△ 6	60,885	8,338	115.9
ア 個 人 均 等 割	654	697	669	-	669	15	102.3
イ 所 得 割	43,273	50,920	49,053	-	49,053	5,780	113.4
ウ 法 人 均 等 割	1,475	1,530	1,516	-	1,516	41	102.8
エ 法 人 税 割	2,101	2,133	2,120	△ 6	2,114	13	100.6
オ 利 子 割	197	449	449	-	449	252	227.9
カ 配 当 割	2,267	2,684	2,684	-	2,684	417	118.4
キ 株 式 等 譲 渡 所 得 割	2,580	4,400	4,400	-	4,400	1,820	170.5

税目	令和7年度							比較	
	令和6年	現行法に		税制改正による増減収見込額	改正法に		令和6年度当初見込額に対する増減収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
	度当初見込額	よる調定見込額	よる収入見込額		よる収入見込額	(D) - (A)			(%)
(A)	(B)	(C)	(B) + (C)	(D)					
2 事業税	50,735	55,488	55,257	△ 29	55,228	4,493	108.9		
ア 個人	2,467	2,565	2,493	-	2,493	26	101.1		
イ 法人	48,268	52,923	52,764	△ 29	52,735	4,467	109.3		
3 地方消費税	64,004	65,227	65,227	-	65,227	1,223	101.9		
ア 譲渡割	41,319	42,805	42,805	-	42,805	1,486	103.6		
イ 貨物割	22,685	22,422	22,422	-	22,422	△ 263	98.8		
4 不動産取得税	4,423	4,607	4,145	△ 1	4,144	△ 279	93.7		
5 道府県たばこ税	1,493	1,499	1,499	-	1,499	6	100.4		
6 ゴルフ場利用税	429	418	418	-	418	△ 11	97.4		
7 軽油引取税	9,102	9,118	8,997	-	8,997	△ 105	98.8		
8 自動車税	16,531	16,635	16,551	-	16,551	20	100.1		
ア 環境性能割	1,482	1,652	1,652	-	1,652	170	111.5		
イ 種別割	15,049	14,983	14,899	-	14,899	△ 150	99.0		
9 鉱区税	3	3	3	-	3	0	100.0		
10 固定資産税(特例分等)	40	98	98	-	98	58	245.0		
道府県普通税計	199,307	215,906	213,086	△ 36	213,050	13,743	106.9		
II 目的税									
1 狩猟税	7	7	7	-	7	0	100.0		
道府県目的税計	7	7	7	-	7	0	100.0		
III 道府県税小計	199,314	215,913	213,093	△ 36	213,057	13,743	106.9		
IV 東日本大震災による減免等	△ 56	△ 39	△ 39	-	△ 39	17	69.6		
V 道府県税計	199,258	215,874	213,054	△ 36	213,018	13,760	106.9		
B 市町村税									
I 普通税									
1 市町村民税	98,219	112,231	109,068	△ 37	109,031	10,812	111.0		
ア 個人均等割	1,959	2,078	2,006	-	2,006	47	102.4		
イ 所得割	79,314	92,917	89,989	-	89,989	10,675	113.5		
ウ 法人均等割	4,553	4,625	4,558	-	4,558	5	100.1		
エ 法人税割	12,393	12,611	12,515	△ 37	12,478	85	100.7		
2 固定資産税	98,945	103,043	101,240	-	101,240	2,295	102.3		
ア 土地	37,770	38,733	38,112	-	38,112	342	100.9		
イ 家屋	41,755	44,289	43,441	-	43,441	1,686	104.0		
ウ 償却資産	18,533	19,135	18,801	-	18,801	268	101.4		
エ 交付金	887	886	886	-	886	△ 1	99.9		
3 軽自動車税	3,308	3,518	3,372	-	3,372	64	101.9		
ア 環境性能割	230	237	237	-	237	7	103.0		
イ 種別割	3,078	3,281	3,135	-	3,135	57	101.9		
4 市町村たばこ税	9,143	9,177	9,177	-	9,177	34	100.4		
5 鉱産税	15	22	22	-	22	7	146.7		
6 特別土地保有税	0	0	0	-	0	0	0.0		
市町村普通税計	209,630	227,991	222,879	△ 37	222,842	13,212	106.3		

税目	令和7年度					比較	
	令和6年	現行法に	現行法に	税制改正	改正法に	令和6年	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$
	度当初見	よる調定	よる収入	による増	よる収入	度当初見	
込額	見込額	見込額	減収見込	見込額	込額	対する増減	
	(A)		(B)	額	(B)+(C)	(D)-(A)	(%)
II 目的税							
1 入湯税	213	226	222	-	222	9	104.2
2 事業所税	4,156	4,144	4,131	-	4,131	△ 25	99.4
3 都市計画税	14,218	14,582	14,387	-	14,387	169	101.2
4 水利地益税等	0	0	0	-	0	0	0.0
市町村目的税計	18,587	18,952	18,740	-	18,740	153	100.8
III 市町村税小計	228,217	246,943	241,619	△ 37	241,582	13,365	105.9
IV 東日本大震災による減免等	△ 146	△ 107	△ 107	-	△ 107	39	73.3
V 市町村税計	228,071	246,836	241,512	△ 37	241,475	13,404	105.9

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区分	令和7年度					比較	
	令和6年	現行法に	現行法に	税制改正	改正法に	令和6年	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$
	度当初見	よる収入	よる収入	による増	よる収入	度当初見	
込額	見込額	見込額	減収見込	見込額	込額	対する増減	
	(A)	(B)	(C)	額	(B)+(C)	(D)-(A)	(%)
道府県税	159,424	170,626	△ 34	170,592	11,168	107.0	
市町村税	267,905	283,940	△ 39	283,901	15,996	106.0	
合計	427,329	454,566	△ 73	454,493	27,164	106.4	

附 表 令和7年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
不動産取得税	△ 1		△ 1
中小事業者等が認定経営力向上計画に従って 事業譲渡を受ける不動産に係る課税標準の特 例措置の拡充	△ 1		△ 1
合 計	△ 1		△ 1
国税の税制改正に伴うもの	△ 2		△ 2
法人事業税	△ 2		△ 2
再 計	△ 3		△ 3

(注) 外国子会社合算税制における外国子会社所得の合算時期の後ろ倒しによって、法人住民税、法人事業税及び特別法人事業譲与税について、令和7年度に△139億円の減収が生じることとなる。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率				
道	普	個 人	個 人				
		1 均等割 (令和7年度課税見込人員66,100千人)	1 均等割 標準税率 年額1,000円				
府	通	2 所得割	2 所得割				
		(1) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (令和7年度課税標準見込額1,583,623億円)	(1)				
県	民	(2) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)
			標準税率				
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)						
税	税	(2) 一定税率	<ul style="list-style-type: none"> 申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) 課税長期譲渡所得金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) <p>ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 2,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8) 2,000万円を超える場合 32万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の2(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8) 				

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率							
道	普	府	<p>6,000万円を超える場合 96万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額との合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税短期譲渡所得金額 100分の3.6（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8） <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 							
				通	県	<p>(3) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額</p> <p>(3) 分離課税に係る退職所得の金額 一定税率 100分の4</p>				
							民	<p>3 利子割 一定の利子、収益の分配等（利子等）の金額 （令和7年度課税標準見込額8,976億円）</p> <p>3 利子割 一定税率 100分の5</p>		
									税	<p>4 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （令和7年度課税標準見込額53,685億円）</p> <p>4 配当割 一定税率 100分の5</p>
税	<p>法人</p> <p>1 均等割 （令和7年度納税義務者見込数3,571千人）</p> <p>法人</p> <p>1 均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円 (2) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円 (3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円 (4) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円 (5) 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円</p>									

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 民 税	普 通 業 税	2 法人税割 法人税額	※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 2 法人税割 標準税率 100分の1 制限税率 100分の2
		法 人 1 2、3、4に掲げる事業以外の事業 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額。3及び4において同様。）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額。3及び4において同様。）及び所得 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする（3及び4において同様。）。 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人（※）、公益法人等及び特別法人等 所得 ※ 当分の間、当該事業年度の前事業年度に(1)に該当していた法人であつて、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものを除く。 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超 100分の4.9 大規模な協同組合等について 〔は、年10億円超 100分の5.7〕 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.9 大規模な協同組合等について 〔は、年10億円超 100分の5.7〕 ② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超800万円以下 100分の5.3 年800万円超 100分の7 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の7 2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業）、保険業及び貿易保険業 収入金額	法 人 標準税率 1 2、3、4に掲げる法人以外の法人 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 付加価値割 100分の1.2 資本割 100分の0.5 所得割 100分の1 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人（※）、公益法人等及び特別法人等 ※ 当分の間、当該事業年度の前事業年度に(1)に該当していた法人であつて、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものを除く。 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超800万円以下 100分の5.3 年800万円超 100分の7 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の7 2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業）、保険業及び貿易保険業を行う法人 収入割 100分の1

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 業 税	<p>3 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業） (1) 1 (2)に掲げる法人以外の法人 収入金額、付加価値額及び資本金等の額</p> <p>(2) 1 (2)に掲げる法人 収入金額及び所得</p> <p>4 ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行う者が行う事業） 収入金額、付加価値額及び資本金等の額</p> <p>個 人 所得（事業主控除及び事業専従者控除後の所得）</p> <p>事業主控除 年290万円</p>	<p>3 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人 (1) 1 (2)に掲げる法人以外の法人 収入割 100分の0.75 付加価値割 100分の0.37 資本割 100分の0.15</p> <p>(2) 1 (2)に掲げる法人 収入割 100分の0.75 所得割 100分の1.85</p> <p>4 ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造事業を行う者が行う事業）を行う法人 収入割 100分の0.48 付加価値割 100分の0.77 資本割 100分の0.32</p> <p>制限税率 標準税率の1.2倍 （1 (1)の所得割については標準税率の1.7倍）</p> <p>個 人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く。)を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 100分の3</p> <p>制限税率 標準税率の1.1倍</p>
		<p>1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額</p> <p>2 貨物割 課税貨物に係る消費税額</p>	<p>1 譲渡割 一定税率 78分の22</p> <p>2 貨物割 一定税率 78分の22</p> <p>※ 消費税率換算 2.2% (軽減税率適用時 1.76%)</p>
		<p>不動産取得税</p> <p>取得した土地又は家屋の価格 (1) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。 (2) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。 (3) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。 (4) (2)、(3)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍（200㎡限度）の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。</p>	<p>標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																						
道	普	道たばこ税 府 県税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,070円																					
		ゴ利用 ル フ 用 場 税	利用日数	標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき 1,200円																					
		軽引 取 油 税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円																					
	自 通 動 車 税	1 環境性能割 自動車の取得価額	乗用車																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガソリン車、LPG車、ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)</td> <td>2030 年度燃費基準 95% 達成</td> <td rowspan="2">100 分の 1</td> </tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 90% 達成</td> </tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 85% 達成</td> <td>100 分の 0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2030 年度燃費基準 80% 達成</td> <td rowspan="2">100 分の 2</td> <td rowspan="2">100 分の 1</td> </tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 75% 達成</td> </tr> <tr> <td>2030 年度燃費基準 70% 達成</td> <td>100 分の 3</td> <td>100 分の 2</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税	ガソリン車、LPG車、ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	2030 年度燃費基準 95% 達成	100 分の 1	2030 年度燃費基準 90% 達成	2030 年度燃費基準 85% 達成	100 分の 0.5	2030 年度燃費基準 80% 達成	100 分の 2	100 分の 1	2030 年度燃費基準 75% 達成	2030 年度燃費基準 70% 達成	100 分の 3	100 分の 2	上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車	
区分	税率																								
	自家用	営業用																							
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車	非課税	非課税																							
ガソリン車、LPG車、ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	2030 年度燃費基準 95% 達成	100 分の 1																							
	2030 年度燃費基準 90% 達成																								
	2030 年度燃費基準 85% 達成	100 分の 0.5																							
2030 年度燃費基準 80% 達成	100 分の 2	100 分の 1																							
			2030 年度燃費基準 75% 達成																						
2030 年度燃費基準 70% 達成	100 分の 3	100 分の 2																							
上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車																									
府	県	税																							

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	2 種別割 自動車の台数	標準税率
			1 乗用車（三輪の小型自動車を除く。） 営業用
府	自	自動車	総排気量 税額（年額）
			1 リットル以下 7,500円
県	通	自動車	1 リットル超 8,500円
			1.5リットル以下 9,500円
税	車	自動車	1.5リットル超 13,800円
			2 リットル以下 15,700円
税	税	自動車	2 リットル超 17,900円
			2.5リットル以下 20,500円
税	税	自動車	2.5リットル超 23,600円
			3 リットル以下 27,200円
税	税	自動車	3 リットル超 40,700円
			3.5リットル以下 43,500円
税	税	自動車	3.5リットル超 50,000円
			4 リットル以下 57,000円
税	税	自動車	4 リットル超 65,500円
			4.5リットル以下 75,500円
税	税	自動車	4.5リットル超 87,000円
			6 リットル以下 110,000円
税	税	自動車	6 リットル超
			自家用
税	税	自動車	総排気量 税額（年額）
			1 リットル以下 25,000円
税	税	自動車	1 リットル超 30,500円
			1.5リットル以下 36,000円
税	税	自動車	1.5リットル超 43,500円
			2 リットル以下 50,000円
税	税	自動車	2 リットル超 57,000円
			2.5リットル以下 65,500円
税	税	自動車	2.5リットル超 75,500円
			3 リットル以下 87,000円
税	税	自動車	3 リットル超 110,000円
			3.5リットル以下
税	税	自動車	3.5リットル超
			4 リットル以下
税	税	自動車	4 リットル超
			4.5リットル以下
税	税	自動車	4.5リットル超
			6 リットル以下
税	税	自動車	6 リットル超
			2 トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）
税	税	自動車	最大積載量 税額（年額）
			1 トン以下 6,500円
税	税	自動車	1 トン超 2 トン以下 9,000円
			2 トン超 3 トン以下 12,000円
税	税	自動車	3 トン超 4 トン以下 15,000円
			4 トン超 5 トン以下 18,500円
税	税	自動車	5 トン超 6 トン以下 22,000円
			6 トン超 7 トン以下 25,500円
税	税	自動車	7 トン超 8 トン以下 29,500円
			8 トン超 29,500円
税	税	自動車	に8トンを超える部分1トンまで ごとに4,700円を加算した額

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自	自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 最大積載量 税額（年額） 1 トン以下 8,000円 1 トン超 2 トン以下 11,500円 2 トン超 3 トン以下 16,000円 3 トン超 4 トン以下 20,500円 4 トン超 5 トン以下 25,500円 5 トン超 6 トン以下 30,000円 6 トン超 7 トン以下 35,000円 7 トン超 8 トン以下 40,500円 8 トン超 40,500円 に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに6,300円を加算した額
			けん引自動車 営業用 小型自動車 年額 7,500円 普通自動車 年額15,100円 自家用 小型自動車 年額10,200円 普通自動車 年額20,600円
府	通	動	被けん引自動車 営業用 小型自動車 年額 3,900円 普通自動車で 8 トン以下のもの 年額 7,500円 普通自動車で 8 トン超のもの 7,500円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに3,800円を加算した額（年額）
			自家用 小型自動車 年額 5,300円 普通自動車で 8 トン以下のもの 年額10,200円 普通自動車で 8 トン超のもの 10,200円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに5,100円を加算した額（年額）
県	税	車	※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額。
			営業用 総排気量 加算額 1 リットル以下 3,700円 1 リットル超 4,700円 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 自家用 総排気量 加算額 1 リットル以下 5,200円 1 リットル超 6,300円 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超
税			

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 通 税	自 動 車 税	3 バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 一般乗合用（路線定期運行の用に供するもの） 乗車定員 税額（年額） 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円 一般乗合用以外 乗車定員 税額（年額） 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額（年額） 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円
			4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 自家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
			一定税率 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあっては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
税	固定資産税（特例分等）	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	標準税率 100分の1.4

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	目 的 税	狩 猟 税	狩猟者の登録
			一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。 ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3 7 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率にかかわらず、それぞれ下記のとおりとする。 ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 ③ 狩猟者登録の申請書を提出する日 前1年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率					
市	普	市	個 人 1 均等割 (令和7年度課税見込人員66,100千人) 2 所得割 (1) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (令和7年度課税標準見込額1,584,999億円)	個 人 1 均等割 標準税率 年額3,000円 2 所得割 (1) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には100分の8)</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には100分の8)
				標準税率				
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には100分の8)							
町	通	村	(2) 一定税率 ・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) ・課税長期譲渡所得金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) 〔ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の2.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2) 2,000万円を超える場合 48万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、64万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額との合計額〕					
村	税	民	税					
	税							

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市	<p>長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合</p> <p>6,000万円以下である場合 100分の2.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2)</p> <p>6,000万円を超える場合 144万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、192万円)と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額との合計額</p>
			町
村	通	村	<p>・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p> <p>・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p> <p>・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p>
			民
税	税	税	<p>(3) 分離課税に係る退職所得の金額 一定税率 100分の6</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
市 町 村	普 通 民 税	市 町 村	法 人		
			1 均等割 (令和7年度納税義務者見込数4,169千人)	法 人	
				1 均等割 標準税率	
				(1) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人	年額 50,000円
				(2) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 120,000円
				(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人	年額 130,000円
				(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 150,000円
				(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人	年額 160,000円
				(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 400,000円
	(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人	年額 410,000円			
	(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 1,750,000円			
	(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人	年額 3,000,000円			

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																			
市	普	市町村民税	※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 制限税率 標準税率の1.2倍 2 法人税割 標準税率 100分の6 制限税率 100分の8.4																			
		固定資産税	土地、家屋又は償却資産の価格(適正な時価。土地及び家屋については、3年ごとに評価替え) 標準税率 100分の1.4																			
		交付金	国有財産台帳等に記載され又は記録された固定資産の価格(住宅及び空港等に係るものについてはこれらの価格に一定の率を乗じたもの) 一定率 100分の1.4																			
	町	通	1 環境性能割 三輪以上の軽自動車の取得価額 2 種別割 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(側車付二輪自動車を含む。)の台数	乗用車 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)</td> <td>2030年度燃費基準80%達成</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>2030年度燃費基準70%達成</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車</td> <td></td> <td>100分の2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)のものに限る。</p> <p>※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。</p>	区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)	非課税	非課税	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	2030年度燃費基準80%達成	100分の1	100分の0.5	2030年度燃費基準70%達成	100分の2	100分の1	上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車		100分の2
区分	税率																					
	自家用	営業用																				
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減)	非課税	非課税																				
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	2030年度燃費基準80%達成	100分の1	100分の0.5																			
	2030年度燃費基準70%達成	100分の2	100分の1																			
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車		100分の2																				
村	税	標準税率 1 原動機付自転車 (1) 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの((3)及び(5)に掲げるものを除く。) 年額 2,000円 (2) 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの((3)に掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 (3) 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 (4) 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの((3)に掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円																				

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
市 町 村 税	普 通	軽自動車税	(5) 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 (1) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円 (2) 三輪のもの 年額 3,900円 (3) 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900円 自家用 年額10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円 3 二輪の小型自動車 年額 6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍	
		市たばこ村税	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 6,552円
		鉦産税	鉦物の価格	標準税率 100分の1 (鉦物の掘採の作業場において1月に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉦物の掘採の作業場において1月に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
	特別土地税	※ 平成15年度以降当分の間課税停止	※ 平成15年度以降当分の間課税停止	
	目 的 税	入湯税	入湯日数	標準とする税率 1人1日につき150円
		事業所税	1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額	一定税率 1平方メートルにつき 600円 一定税率 100分の0.25
		都計画市税	土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格	制限税率 100分の0.3
		水地益利税	土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		共施設同税	条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		宅開発地税	宅地の面積	条例で定める。

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆9,661億円であり、前年度に比し、2,368億円（8.7%）増加している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	(単位 億円)						
	令和6年度 当初見込額	令和7年度			比 較		
		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額	令和6年度 当初見込額 に対する増 減収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	(%)
(A)	(B)	(C)	(B) + (C) (D)	(D) - (A)			
1 地方揮発油譲与税	2,153	2,127	-	2,127	△ 26	98.8	
2 石油ガス譲与税	43	40	-	40	△ 3	93.0	
3 自動車重量譲与税	3,013	3,077	-	3,077	64	102.1	
4 航空機燃料譲与税	143	145	-	145	2	101.4	
5 特別とん譲与税	114	113	-	113	△ 1	99.1	
6 森林環境譲与税	641	689	-	689	48	107.5	
7 特別法人事業譲与税	21,186	23,539	△ 69	23,470	2,284	110.8	
合 計	27,293	29,730	△ 69	29,661	2,368	108.7	

3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の総額は、1,936億円であり、前年度に比し、9,384億円（82.9%）減少している。

(1) 住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額の全額を補填するため、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金として1,759億円を計上している。

(2) 定額減税減収補填特例交付金

個人住民税における定額減税による減収額の全額を補填するため、定額減税減収補填特例交付金として103億円を計上している。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充等による減収額の全額を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として74億円を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は、18兆9,574億円であり、前年度に比し、2,904億円（1.6%）増加している。

地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	令和7年度 (A)	令和6年度			増減額	
		当 初	補 正	最 終	対前年度 当初	対前年度 最終
		(B)		(C)	(A) - (B)	(A) - (C)
所 得 税(a)	23,287,000	17,905,000	2,204,000	20,109,000	5,382,000	3,178,000
法 人 税(b)	19,245,000	17,046,000	1,008,000	18,054,000	2,199,000	1,191,000
酒 税(c)	1,174,000	1,209,000	-	1,209,000	△ 35,000	△ 35,000
消 費 税(d)	24,908,000	23,823,000	520,000	24,343,000	1,085,000	565,000
地 方 交 付 税(e)	18,884,788	16,654,311	1,832,443	18,486,754	2,230,477	398,034
(1) (a)×33.1%	7,707,997	5,926,555	729,524	6,656,079	1,781,442	1,051,918
(2) (b)×33.1%	6,370,095	5,642,226	333,648	5,975,874	727,869	394,221
(3) (c)×50%	587,000	604,500	-	604,500	△ 17,500	△ 17,500
(4) (d)×19.5%	4,857,060	4,645,485	101,400	4,746,885	211,575	110,175
(5) 精算分等	△ 730,264	△ 513,255	667,871	154,616	△ 217,009	△ 884,880
(6) 法定加算等	92,900	348,800	-	348,800	△ 255,900	△ 255,900
(7) 臨時財政対策 特例加算額	-	-	-	-	-	-
地 方 法 人 税(f)	2,177,300	1,975,000	130,900	2,105,900	202,300	71,400
地方法人税過年度精算分(g)	△ 24	△ 24	111,414	111,390	0	△ 111,414
返 還 金(h)	223	5	-	5	218	218
特別会計借入金償還(i)	△ 2,800,000	△ 500,000	-	△ 500,000	△ 2,300,000	△ 2,300,000
借入金等利子充当分(j)	△ 227,000	△ 196,500	-	△ 196,500	△ 30,500	△ 30,500
剰余金の活用(k)	40,000	50,000	-	50,000	△ 10,000	△ 10,000
地方公共団体金融機構の公庫債権 金利変動準備金の活用(1)	200,000	200,000	△ 200,000	0	0	200,000
前年度からの繰越金(m)	682,157	484,263	-	484,263	197,894	197,894
翌年度への繰越金(n)	-	-	△ 682,157	△ 682,157	-	682,157
合 計(e)～(n)	18,957,444	18,667,054	1,192,600	19,859,654	290,390	△ 902,211

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、17兆1,022億円であり、前年度に比し、1兆2,980億円（8.2%）増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

区 分	(単位 百万円)		
	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A)－(B)
1 普通補助負担金等	14,146,076	12,921,415	1,224,661
(1) 義務教育職員給与費負担金	1,620,953	1,562,712	58,241
(2) その他普通補助負担金等	12,525,123	11,358,703	1,166,420
(ア) 生活扶助費等負担金	1,339,797	1,372,129	△ 32,332
(イ) 医療扶助費等負担金	1,397,577	1,377,082	20,495
(ウ) 介護扶助費等負担金	86,143	84,422	1,721
(エ) 児童保護費負担金	154,310	143,771	10,539
(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	1,919,702	1,824,214	95,488
(カ) 児童手当等交付金	2,166,585	1,524,557	642,028
(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	400,429	401,790	△ 1,361
(ク) 子どものための教育・保育給付交付金	1,800,177	1,661,736	138,441
(ケ) その他の補助負担金等	3,260,403	2,969,002	291,401
2 公共事業費補助負担金	2,707,448	2,637,729	69,719
(1) 普通建設事業費補助負担金	2,688,623	2,606,233	82,390
(2) 災害復旧事業費補助負担金	18,825	31,496	△ 12,671
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金	30,740	29,940	800
4 施設等所在市町村調整交付金	7,800	7,600	200
5 交通安全対策特別交付金	47,485	48,680	△ 1,195
6 電源立地地域対策等交付金	115,090	112,292	2,798
7 特定防衛施設周辺整備調整交付金	42,422	41,320	1,102
8 石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,181	5,203	△ 22
合 計	17,102,242	15,804,179	1,298,063

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、5兆9,602億円であり、前年度に比し、3,501億円(5.5%)減少している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区 分		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
一	一般会計債	57,468	56,436	1,032
1	公共事業等	15,890	15,794	96
2	公営住宅建設事業	1,100	1,082	18
3	災害復旧事業	1,127	1,119	8
4	教育・福祉施設等整備事業	5,723	4,813	910
	(1) 学校教育施設等	2,670	2,119	551
	(2) 社会福祉施設	367	365	2
	(3) 一般廃棄物処理	1,603	1,254	349
	(4) 一般補助施設等	546	538	8
	(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0
5	一般単独事業	26,625	26,845	△ 220
	(1) 一般	2,493	2,493	0
	(2) 地域活性化	690	690	0
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
	(5) 旧合併特例	2,500	3,800	△ 1,300
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,320	180
	(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0
	(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0
	(10) 脱炭素化推進	900	900	0
	(11) こども・子育て支援	450	450	0
	(12) デジタル活用推進	900	-	900
6	辺地及び過疎対策事業	5,858	5,638	220
	(1) 辺地対策	539	519	20
	(2) 過疎対策	5,319	5,119	200
7	公共用地先行取得等事業	345	345	0
8	行政改革推進	700	700	0
9	調 整	100	100	0
公	営 企 業 債	1,334	1,323	11
1	水道事業(上水道分)	674	645	29
2	工業用水道事業	2	1	1
3	交通事業	284	327	△ 43
4	電気事業・ガス事業	1	1	0
5	病院事業・介護サービス事業	373	349	24
臨	時 財 政 対 策 債	0	4,544	△ 4,544
退	職 手 当 債	800	800	0
合	計	59,602	63,103	△ 3,501

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画で「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

令和7年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、自治体DX・地域社会DXの推進、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

参考表 令和7年度地方債計画
(通常収支分)

		(単位 億円)		
区	分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債			
1	公共事業等	15,890	15,794	96
2	公営住宅建設事業	1,100	1,082	18
3	災害復旧事業	1,127	1,119	8
4	教育・福祉施設等整備事業	5,723	4,813	910
	(1) 学校教育施設等	2,670	2,119	551
	(2) 社会福祉施設	367	365	2
	(3) 一般廃棄物処理	1,603	1,254	349
	(4) 一般補助施設等	546	538	8
	(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0
5	一般単独事業	26,625	26,845	△ 220
	(1) 一般	2,493	2,493	0
	(2) 地域活性化	690	690	0
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
	(5) 旧合併特例	2,500	3,800	△ 1,300
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設等適正管理	4,500	4,320	180
	(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0
	(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0
	(10) 脱炭素化推進	900	900	0
	(11) こども・子育て支援	450	450	0
	(12) デジタル活用推進	900	-	900
6	辺地及び過疎対策事業	6,490	6,270	220
	(1) 辺地対策	590	570	20
	(2) 過疎対策	5,900	5,700	200
7	公共用地先行取得等事業	345	345	0
8	行政改革推進	700	700	0
9	調整	100	100	0
	計	58,100	57,068	1,032

区 分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
二 公 営 企 業 債			
1 水 道 事 業	7,339	6,356	983
2 工 業 用 水 道 事 業	420	392	28
3 交 通 事 業	1,584	1,763	△ 179
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	260	241	19
5 港 湾 整 備 事 業	618	577	41
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	5,998	4,981	1,017
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	395	386	9
8 地 域 開 発 事 業	1,346	1,290	56
9 下 水 道 事 業	13,918	13,686	232
10 観 光 そ の 他 事 業	107	100	7
計	31,985	29,772	2,213
合 計	90,085	86,840	3,245
三 臨 時 財 政 対 策 債	0	4,544	△ 4,544
四 退 職 手 当 債	800	800	0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(176)	(350)	(△ 174)
総 計	90,885	92,184	△ 1,299
内 訳	(176)	(350)	(△ 174)
普 通 会 計 分	59,602	63,103	△ 3,501
公 営 企 業 会 計 等 分	31,283	29,081	2,202
資 金 区 分			
公 的 資 金	38,761	39,408	△ 647
財 政 融 資 資 金	22,688	23,252	△ 564
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	16,073	16,156	△ 83
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(176)	(350)	(△ 174)
民 間 等 資 金	52,124	52,776	△ 652
市 場 公 募	32,600	33,100	△ 500
銀 行 等 引 受	19,524	19,676	△ 152

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生ずることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、65億円の減少を見込み、1兆5,560億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、1,314億円の増加を見込み、4兆8,496億円を計上している。

9 復旧・復興事業一般財源充当分

東日本大震災に係る復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の復旧・復興事業一般財源充当分として、33億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

10 全国防災事業一般財源充当分

東日本大震災に係る地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額を上回る全国防災事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の全国防災事業一般財源充当分として、217億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、97兆94億円であり、前年度に比し、3兆3,707億円（3.6%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第10表のとおりであり、歳出の構成比は、第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	給与関係経費	209,784	202,292	7,492	3.7
1	給与費（退職手当を除く）	198,563	191,497	7,066	3.7
	（ア）義務教育教職員	59,454	57,349	2,105	3.7
	（イ）警察関係職員	25,453	24,430	1,023	4.2
	（ウ）消防職員	13,347	12,804	543	4.2
	（エ）一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	100,309	96,914	3,395	3.5
2	退職手当	11,196	10,765	431	4.0
3	恩給費	25	30	△ 5	△ 16.7
II	一般行政経費	455,936	436,893	19,043	4.4
1	国庫補助負担金等を伴う もの	265,800	251,417	14,383	5.7
	（ア）生活保護費	37,646	37,781	△ 135	△ 0.4
	（イ）児童保護費	13,028	12,456	572	4.6
	（ウ）障害者自立支援給付費	38,394	36,484	1,910	5.2
	（エ）後期高齢者医療給付費	30,881	30,323	558	1.8
	（オ）介護給付費	35,923	35,702	221	0.6
	（カ）児童手当等交付金	26,722	20,372	6,350	31.2
	（キ）子どものための教育・ 保育給付交付金	32,244	30,051	2,193	7.3
	（ク）その他の一般行政経費	50,962	48,248	2,714	5.6
2	国庫補助負担金を伴わない もの	158,946	153,861	5,085	3.3
3	国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	14,990	14,915	75	0.5
4	新しい地方経済・生活環境 創生事業費	12,000	12,500	△ 500	△ 4.0
	（ア）地方創生推進費	10,000	10,000	0	0.0
	（イ）地域デジタル社会推進費	2,000	2,500	△ 500	△ 20.0
5	地域社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0
III	公債費	107,259	108,961	△ 1,701	△ 1.6
IV	維持補修費	15,525	15,344	181	1.2
V	投資的経費	121,103	119,896	1,207	1.0
1	直轄事業負担金	5,499	5,471	28	0.5
2	公共事業費	51,967	50,788	1,179	2.3
	（ア）普通建設事業費	51,729	50,373	1,356	2.7
	（イ）災害復旧事業費	238	415	△ 177	△ 42.7
	（直轄、補助事業計）	57,466	56,259	1,207	2.1

区 分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
3 一般事業費	30,392	29,430	962	3.3
(ア) 普通建設事業費	30,090	29,034	1,056	3.6
(イ) 災害復旧事業費	302	396	△ 94	△ 23.7
4 特別事業費	33,245	34,207	△ 962	△ 2.8
(ア) 過疎対策事業費	12,379	12,156	223	1.8
(イ) 地域活性化事業費	820	820	0	0.0
(ロ) 旧合併特例事業費	2,664	4,049	△ 1,385	△ 34.2
(ハ) 防災対策事業費	948	948	0	0.0
(ニ) 施設整備事業費（一般財源化分）	934	934	0	0.0
(ホ) 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
(ヘ) 公共施設等適正管理推進事業費	5,000	4,800	200	4.2
(ト) 緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	0.0
(チ) 脱炭素化推進事業費	1,000	1,000	0	0.0
(リ) こども・子育て支援事業費（地方単独事業計）	63,637	63,637	0	0.0
VI 公営企業繰出金	22,787	23,202	△ 415	△ 1.8
1 収益勘定繰出金	10,829	10,753	76	0.7
2 資本勘定繰出金	11,958	12,449	△ 491	△ 3.9
VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	37,700	29,800	7,900	26.5
歳 出 合 計	970,094	936,388	33,707	3.6

(注) 新しい地方経済・生活環境創生事業費の令和6年度の額は、令和6年度地方財政計画の歳出に計上された「デジタル田園都市国家構想事業費」の額である（以下同じ）。

第10表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	7,492	6,900	(ア) 生活保護費	△ 135	△ 34
1 給与	7,066	6,474	(イ) 児童保護費	572	286
(退職手当を除く)			(ロ) 障害者自立支援給付費	1,910	955
(ア) 給与改定による増減	6,416	5,877	(ハ) 後期高齢者医療給付費	558	557
(イ) 昇給・新陳代謝等による増減	△ 134	△ 204	(ニ) 介護給付費	221	221
(ロ) 職員数による増減	△ 622	△ 471	(ホ) 児童手当等交付金	6,350	△ 71
(ハ) 特別職の給与改定等による増減	74	74	(ヘ) 子どものための教育・保育給付交付金	2,193	808
(ニ) その他	1,332	1,198	(ト) その他の一般行政経費	2,714	△ 40
(ア) 共済組合負担金の改定による増減	297	297	2 国庫補助負担金を伴わないもの	5,085	5,085
(イ) 再任用短時間勤務職員による増減	△ 87	△ 87	(ア) 一般行政経費	5,085	5,085
(ロ) その他	1,122	988	(イ) 追加財政需要	0	0
2 退職手当	431	431	3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	75	75
3 恩給	△ 5	△ 5	4 新しい地方経済・生活環境創生事業費	△ 500	△ 500
II 一般行政経費	19,043	7,342	(ア) 地方創生推進費	0	0
1 国庫補助負担金等を伴うもの	14,383	2,682	(イ) 地域デジタル社会推進費	△ 500	△ 500
			5 地域社会再生事業費	0	0

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
III 公債費	△ 1,701	△ 1,701	3 一般事業費	962	962
IV 維持補修費	181	181	(ア) 普通建設事業費	1,056	1,056
V 投資的経費	1,207	510	(イ) 災害復旧事業費	△ 94	△ 94
1 直轄事業負担金	28	28	4 特別事業費	△ 962	△ 962
(ア) 治山治水	△ 16	△ 16	(ア) 過疎対策事業費	223	223
(イ) 道路整備	5	5	(イ) 地域活性化事業費	0	0
(ウ) 農業農村整備	△ 3	△ 3	(ウ) 旧合併特例事業費	△ 1,385	△ 1,385
(エ) その他	42	42	(エ) 防災対策事業費	0	0
2 公共事業費	1,179	482	(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	0	0
(ア) 普通建設事業費	1,356	532	(カ) 緊急防災・減災事業費	0	0
(a) 治水治山	32	12	(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	200	200
(b) 道路整備	9	5	(ク) 緊急自然災害防止対策事業費	0	0
(c) 港湾空港鉄道等	△ 170	△ 103	(ケ) 脱炭素化推進事業費	0	0
(d) 住宅都市環境	87	26	(コ) こども・子育て支援事業費	0	0
(e) 生活環境施設整備	△ 74	△ 57	(地方単独事業計)	0	0
(f) 農林水産基盤整備	5	8	VI 公営企業繰出金	△ 415	△ 415
(g) 社会資本総合整備	248	135	1 収益勘定繰出金	76	76
(h) 推進費等	404	206	2 資本勘定繰出金	△ 491	△ 491
(i) 国庫負担かさ上げ	0	△ 32	VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	7,900	7,900
(j) その他	815	332	歳出増減額の合計	33,707	20,717
(イ) 災害復旧事業費(直轄、補助事業計)	△ 177	△ 50			
	1,207	510			

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	令和7年度		令和6年度	
	計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1 給与関係経費	209,784	21.6	202,292	21.6
2 一般行政経費	455,936	47.0	436,893	46.7
3 公債費	107,259	11.1	108,961	11.6
4 維持補修費	15,525	1.6	15,344	1.6
5 投資的経費	121,103	12.5	119,896	12.8
6 公営企業繰出金	22,787	2.3	23,202	2.5
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	37,700	3.9	29,800	3.2
歳出合計	970,094	100.0	936,388	100.0

(参考) 社会保障施策に要する地方負担額と当該地方負担額に対応する地方の歳入は、次のとおりである。

(1) 地方負担額

- | | |
|----------------------------|------------|
| ① 社会保障施策に要する経費 | 23兆9,342億円 |
| ② ①のうち社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付 | 16兆1,452億円 |

(2) (1)に対応する地方の歳入

地方消費税率の引上げ (消費税率換算1%→2.2%)分	消費税の地方 交付税法定率分	計
3兆4,359億円	4兆8,571億円	8兆2,930億円

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、20兆9,784億円であり、前年度に比し、7,492億円（3.7%）増加している。

地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員管理の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や児童虐待防止対策の強化による増、定年引上げに伴う一時的な職員数の増員の解消による減等を見込むことにより、5,193人の減としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、人事委員会勧告の反映等を見込んでいる。

(1) 給与費（退職手当を除く）

給与費（退職手当を除く。以下同じ。）の総額は、19兆8,563億円であり、前年度に比し、7,066億円（3.7%）増加している。

給与費の内訳は、次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆9,454億円となり、前年度に比し、2,105億円増加している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員（警察官及び警察事務職員）の給与費は、2兆5,453億円であり、前年度に比し、1,023億円増加している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は、1兆3,347億円であり、前年度に比し、543億円増加している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は、10兆309億円であり、前年度に比し、3,395億円増加している。

(2) 退職手当

退職手当の総額は、1兆1,196億円であり、前年度に比し、431億円（4.0%）増加している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は、25億円であり、前年度に比し、5億円（16.7%）減少している。

第12表 職員数の増減状況

職 員 区 分	(単位 人)		
	令和6年度 計画人員	増 減 数	令和7年度 計画人員
1 義務教育教職員	698,562	△ 6,863	691,699
(1) 小学校教職員	412,764	△ 4,614	408,150
(2) 中学校教職員	234,451	△ 2,217	232,234
(3) 特別支援学校教職員	51,347	△ 32	51,315
2 非義務教育教員	215,391	△ 2,057	213,334
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	198,804	△ 917	197,887
(2) 大学教員	726	△ 67	659
(3) 幼稚園教員	15,861	△ 1,073	14,788
3 警察官	254,998	△ 33	254,965
4 消防職員	163,140	118	163,258
5 一般職員	999,769	3,642	1,003,411
(1) 高校事務職員等	31,856	△ 256	31,600
(2) 警察事務職員	24,775	△ 75	24,700
(3) その他一般職員	940,421	3,998	944,419
(4) 補助職員等	2,717	△ 25	2,692
合 計	2,331,860	△ 5,193	2,326,667

(注) 1 「5 一般職員 (3)その他一般職員」の増減数には、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増(329人)及び民間委託等の推進による減(△624人)を含む。
2 令和7年度計画人員には、定年引上げに伴う一時的な職員数の増員の解消による減(△9,253人)を含む。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、45兆5,936億円であり、前年度に比し、1兆9,043億円(4.4%)増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、26兆5,800億円であり、前年度に比し、1兆4,383億円(5.7%)増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)									
	令和7年度(A)			令和6年度(B)			増減額(A)-(B)			
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	
(内閣府所管)										
都道府県警察費補助金	31,114	26,201	57,315	30,495	26,152	56,647	619	49	668	
子どものための教育・保育給付交付金	1,800,177	1,424,191	3,224,368	1,661,736	1,343,397	3,005,133	138,441	80,794	219,235	
児童手当等交付金	2,166,585	505,596	2,672,181	1,524,557	512,688	2,037,245	642,028	△ 7,092	634,936	
児童保護費負担金	154,310	154,310	308,620	143,771	143,771	287,542	10,539	10,539	21,078	
児童扶養手当給付費負担金	153,018	306,037	459,055	149,342	298,685	448,027	3,676	7,352	11,028	
新しい地方経済・生活環境創生交付金	85,812	83,579	169,391	55,223	52,973	108,196	30,589	30,606	61,195	
その他の内閣府計	1,095,451	1,081,442	2,176,893	1,049,166	1,117,866	2,167,032	46,285	△ 36,424	9,861	
内閣府計	5,486,467	3,581,356	9,067,823	4,614,290	3,495,532	8,109,822	872,177	85,824	958,001	
(総務省所管)										
緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,986	4,986	9,972	4,986	4,986	9,972	0	0	0	
マイナンバーカード交付事務費補助金	7,479	-	7,479	20,037	-	20,037	△ 12,558	-	△ 12,558	
その他の総務省計	451,974	435	452,409	329,805	666	330,471	122,169	△ 231	121,938	
総務省計	464,439	5,421	469,860	354,828	5,652	360,480	109,611	△ 231	109,380	
(法務省所管)										
人権啓発活動等委託費等	3,419	978	4,397	3,333	1,156	4,489	86	△ 178	△ 92	
(文部科学省所管)										
特別支援教育就学奨励費負担金	5,379	5,379	10,758	5,948	5,948	11,896	△ 569	△ 569	1,138	
私立高等学校等経常費助成費補助金	97,025	-	97,025	98,082	-	98,082	△ 1,057	-	△ 1,057	
高等学校等就学支援金交付金	230,961	-	230,961	227,135	-	227,135	3,826	-	3,826	
その他の文部科学省計	95,809	133,439	229,248	92,528	129,026	221,554	3,281	4,413	7,694	
文部科学省計	429,174	138,818	567,992	423,693	134,974	558,667	5,481	3,844	9,325	
(厚生労働省所管)										
保健事業費等補助金	28,737	28,382	57,119	31,240	30,885	62,125	△ 2,503	△ 2,503	5,006	
結核医療費負担金	2,959	1,191	4,150	3,146	1,261	4,407	△ 187	△ 70	257	
精神保健費等負担金	8,443	4,160	12,603	8,149	4,033	12,182	294	127	421	
生活扶助費等負担金	1,339,797	446,491	1,786,288	1,372,129	457,279	1,829,408	△ 32,332	△ 10,788	△ 43,120	
医療扶助費等負担金	1,397,577	465,859	1,863,436	1,377,082	459,027	1,836,109	20,495	6,832	27,327	
介護扶助費等負担金	86,143	28,714	114,857	84,422	28,141	112,563	1,721	573	2,294	
身体障害者保護費負担金	2,441	2,441	4,882	2,256	2,256	4,512	185	185	370	
障害者自立支援給付費等負担金	1,919,702	1,919,702	3,839,404	1,824,214	1,824,214	3,648,428	95,488	95,488	190,976	
後期高齢者医療給付費等負担金	7,194	3,080,864	3,088,058	7,194	3,025,119	3,032,313	0	55,745	55,745	
介護給付費等負担金	-	3,592,256	3,592,256	-	3,570,196	3,570,196	-	22,060	22,060	
在宅福祉事業費補助金	2,431	3,987	6,418	2,434	4,037	6,471	△ 3	△ 50	53	
保険基盤安定等負担金	229,315	223,315	452,630	136,242	234,955	371,197	93,073	△ 11,640	81,433	
職業転換訓練費負担金	1,029	1,029	2,058	1,097	1,097	2,194	△ 68	△ 68	136	
その他の厚生労働省計	705,357	601,983	1,307,340	697,809	585,764	1,283,573	7,548	16,219	23,767	
厚生労働省計	5,731,125	10,400,374	16,131,499	5,547,414	10,228,264	15,775,678	183,711	172,110	355,821	

区 分	令和7年度(A)			令和6年度(B)			増減額(A)－(B)			
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	
(農林水産省所管)										
家畜伝染病予防費負担金	3,202	2,140	5,342	3,702	2,484	6,186	△ 500	△ 344	△ 844	
日本型直接支払交付金	78,709	79,995	158,704	75,400	76,875	152,275	3,309	3,120	6,429	
その他の	46,462	6,329	52,791	50,752	5,397	56,149	△ 4,290	932	△ 3,358	
農林水産省計	128,373	88,464	216,837	129,854	84,756	214,610	△ 1,481	3,708	2,227	
(経済産業省所管)										
非化石エネルギー等導入促進対策費補助金	13,063	21	13,084	12,306	-	12,306	757	21	778	
その他の	13,294	1,890	15,184	13,542	1,958	15,500	△ 248	△ 68	△ 316	
経済産業省計	26,357	1,911	28,268	25,848	1,958	27,806	509	△ 47	462	
(国土交通省所管)										
地籍調査費負担金	3,160	3,160	6,320	3,660	3,660	7,320	△ 500	△ 500	△ 1,000	
その他の	14,338	12,544	26,882	13,934	11,901	25,835	404	643	1,047	
国土交通省計	17,498	15,704	33,202	17,594	15,561	33,155	△ 96	143	47	
(環境省所管)										
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等	49,099	34,656	83,755	47,497	31,696	79,193	1,602	2,960	4,562	
(防衛省所管)										
募集事務地方公共団体委託費等	183	-	183	177	-	177	6	-	6	

合 計	12,336,134	14,267,682	26,603,816	11,164,528	13,999,549	25,164,077	1,171,606	268,133	1,439,739	
補助職員等の組替えによる減	△ 23,845	-	△ 23,845	△ 22,389	-	△ 22,389	△ 1,456	-	△ 1,456	
再 計	12,312,289	14,267,682	26,579,971	11,142,139	13,999,549	25,141,688	1,170,150	268,133	1,438,283	

(注) 新しい地方経済・生活環境創生交付金の令和6年度の額は、令和6年度地方財政計画の歳出に計上された「地方創生推進交付金」の額である。

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、15兆8,946億円であり、前年度に比し、5,085億円(3.3%)増加している。

社会保障関係費の増加や会計年度任用職員の給与改定に要する経費、デジタル活用推進事業費等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,178億円のほか、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,200億円を計上するとともに、年度途中における給与改定に対応できるよう、2,000億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,358億円、都道府県繰入金5,718億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,914億円を合算した1兆4,990億円であり、前年度に比し、75億円（0.5%）増加している。

(4) 新しい地方経済・生活環境創生事業費

新しい地方経済・生活環境創生事業費は、地方創生推進費（1兆円）と地域デジタル社会推進費（2,000億円）を内訳として、1兆2,000億円を計上している。

ア 地方創生推進費

地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、前年度同額の1兆円を計上している。

イ 地域デジタル社会推進費

地方団体が地域の実情に応じた、デジタル実装を通じた地域が抱える課題の解決に取り組むため、2,000億円を計上している。

なお、マイナンバーカード利活用特別分（500億円）は終了する。

(5) 地域社会再生事業費

地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、前年度同額の4,200億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元利償還金は、10兆7,259億円（元金償還金9兆7,816億円、利払費9,444億円）であり、前年度に比し、1,701億円（1.6%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

令和7年度償還金(A)			令和6年度償還金(B)			増減額 (A)-(B)		
元	金	計	元	金	計	元	金	計
97,816	9,444	107,259	99,631	9,330	108,961	△ 1,815	114	△ 1,701

(参考表) 地方債見込現在高

(単位 億円)

令和6年度 末現在高 (A)	令和7年度		令和7年度末 見込現在高 (A)+(B)-(C) (D)	増減額 (D)-(A)
	発行額 (B)	償還額 (C)		
1,359,353	59,613	98,078	1,320,888	△ 38,465

(注) 東日本大震災分の地方債を含む。

4 維持補修費

維持補修費の総額は、1兆5,525億円であり、前年度に比し、181億円(1.2%)増加している。このうち、緊急浚渫推進事業費として1,100億円を計上している。

5 投資的経費

投資的経費の総額は、12兆1,103億円であり、前年度に比し、1,207億円(1.0%)増加している。なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは前年度同額の6兆3,637億円を計上している。投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、5,499億円であり、前年度に比し、28億円(0.5%)増加している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、5兆1,967億円であり、前年度に比し、1,179億円(2.3%)増加している。このうち、普通建設事業費は、5兆1,729億円で、前年度に比し、1,356億円(2.7%)増加しており、災害復旧事業費は、238億円で、前年度に比し、177億円(42.7%)減少している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	令和7年度 (A)			計
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	
1 治 水	596,785	129,516	29,229	755,530
河 川	328,372	61,027	-	389,399
砂 防	74,290	26,944	-	101,234
ダ ム	194,123	41,545	29,229	264,897
2 治 山	8,246	3,288	-	11,534
3 海 岸	18,988	6,548	-	25,536
農 林	2,499	830	-	3,329
運 輸	7,231	2,547	-	9,778
建 設	9,258	3,171	-	12,429
4 道 路 整 備	1,306,579	289,313	-	1,595,892
5 港 湾	117,040	60,345	-	177,385
6 空 港	133,477	7,367	-	140,844
7 都 市 環 境	22,327	599	-	22,926
8 農 業 農 村 整 備	133,544	23,559	-	157,103
9 森 林 水 産 基 盤	11,354	4,028	-	15,382
10 災 害 関 連	7,251	3,170	-	10,421
11 災 害 復 旧	14,348	6,360	60	20,768
河 川 等	5,736	2,743	60	8,539
港 湾 等	2,457	699	-	3,156
道 路 等	5,711	2,826	-	8,537
山 林 施 設 等	444	92	-	536
12 推 進 費 等	12,092	3,114	-	15,206
計 (a)	2,382,031	537,207	29,289	2,948,527
既往年度における農業農村整備負担金等	-	12,693	-	12,693
総 計 (計画計上分)	2,382,031	549,900	29,289	2,961,220

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (b)	△ 2,733	7,978	2,600	7,845
(a) + (b)	2,379,298	545,185	31,889	2,956,372

- (注) 1 国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額である。
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(b)」の区分の金額は、「8 農業農村整備」の

費 の 内 訳

(単位 百万円)

令和6年度 (B)				増減額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
593,850	131,229	23,175	748,254	2,935	△ 1,713	6,054	7,276
325,803	61,010	-	386,813	2,569	17	-	2,586
73,024	28,686	-	101,710	1,266	△ 1,742	-	△ 476
195,023	41,533	23,175	259,731	△ 900	12	6,054	5,166
8,284	3,219	-	11,503	△ 38	69	-	31
18,667	6,489	-	25,156	321	59	-	380
2,098	774	-	2,872	401	56	-	457
7,234	2,486	-	9,720	△ 3	61	-	58
9,335	3,229	-	12,564	△ 77	△ 58	-	△ 135
1,306,936	288,789	-	1,595,725	△ 357	524	-	167
112,780	57,697	-	170,477	4,260	2,648	-	6,908
141,303	8,740	-	150,043	△ 7,826	△ 1,373	-	△ 9,199
21,208	632	-	21,840	1,119	△ 33	-	1,086
136,742	23,889	-	160,631	△ 3,198	△ 330	-	△ 3,528
11,272	3,963	-	15,235	82	65	-	147
6,996	3,022	-	10,018	255	148	-	403
15,499	7,397	68	22,964	△ 1,151	△ 1,037	△ 8	△ 2,196
8,843	4,281	68	13,192	△ 3,107	△ 1,538	△ 8	△ 4,653
643	277	-	920	1,814	422	-	2,236
5,541	2,741	-	8,282	170	85	-	255
472	98	-	570	△ 28	△ 6	-	△ 34
11,254	3,338	-	14,592	838	△ 224	-	614
2,384,791	538,404	23,243	2,946,438	△ 2,760	△ 1,197	6,046	2,089
-	8,735	-	8,735	-	3,958	-	3,958
2,384,791	547,139	23,243	2,955,173	△ 2,760	2,761	6,046	6,047

△ 6,864	7,795	2,529	3,460	4,131	183	71	4,385
2,377,927	546,199	25,772	2,949,898	1,371	△ 1,014	6,117	6,474

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。
区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和7年度(A)			令和6年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計	国庫 補助負 担額等	地 方 負担額	計
1 一 般 公 共									
(1) 治 水 治 山	127,602	130,711	258,313	125,672	129,480	255,152	1,930	1,231	3,161
(2) 道 路 整 備	384,553	309,135	693,688	384,155	308,602	692,757	398	533	931
(3) 港湾空港鉄道等	25,409	72,189	97,598	32,104	82,473	114,577	△ 6,695	△ 10,284	△ 16,979
(4) 住宅都市環境	246,333	238,576	484,909	240,286	235,951	476,237	6,047	2,625	8,672
(5) 生活環境施設整備	43,234	75,666	118,900	44,954	81,390	126,344	△ 1,720	△ 5,724	△ 7,444
(6) 農林水産基盤整備	286,960	216,653	503,613	287,269	215,844	503,113	△ 309	809	500
(7) 社会資本総合整備	979,258	1,118,559	2,097,817	968,055	1,105,012	2,073,067	11,203	13,547	24,750
(8) 推 進 費 等	62,243	63,874	126,117	42,498	43,253	85,751	19,745	20,621	40,366
(9) 災 害 関 連	6,608	5,073	11,681	8,087	6,021	14,108	△ 1,479	△ 948	△ 2,427
小 計	2,162,200	2,230,436	4,392,636	2,133,080	2,208,026	4,341,106	29,120	22,410	51,530
(10) 後進地域等地方 団体に対する国庫負担 かさ上げ額	47,010	△ 47,010	-	43,775	△ 43,775	-	3,235	△ 3,235	-
計 (a)	2,209,210	2,183,426	4,392,636	2,176,855	2,164,251	4,341,106	32,355	19,175	51,530
2 そ の 他 公 共									
(1) 文 教 施 設	83,788	73,906	157,694	84,373	85,962	170,335	△ 585	△ 12,056	△ 12,641
(2) 厚生労働施設	56,770	34,438	91,208	62,747	38,077	100,824	△ 5,977	△ 3,639	△ 9,616
(3) 小笠原諸島振興 開発事業	896	597	1,493	901	530	1,431	△ 5	67	62
(4) 防衛施設運営等 関連施設	66,968	24,682	91,650	61,487	24,116	85,603	5,481	566	6,047
(5) 都道府県警察施 設	23,321	23,308	46,629	22,362	22,358	44,720	959	950	1,909
(6) 消 防 施 設 等	1,373	2,101	3,474	1,373	2,114	3,487	0	△ 13	△ 13
(7) 過疎地域集落整 備事業	185	237	422	185	237	422	0	0	0
(8) 防災集団移転促 進事業等	550	234	784	600	218	818	△ 50	16	△ 34
(9) 農村振興対策事 業	55,558	31,253	86,811	56,174	31,100	87,274	△ 616	153	△ 463
(10) そ の 他	189,989	110,166	300,155	139,136	62,164	201,300	50,853	48,002	98,855
小 計	479,398	300,922	780,320	429,338	266,876	696,214	50,060	34,046	84,106
(11) 新産業都市等に 対する国庫負担 かさ上げ額	15	△ 15	-	40	△ 40	-	△ 25	25	-
計 (b)	479,413	300,907	780,320	429,378	266,836	696,214	50,035	34,071	84,106
合計(a)+(b) (c)	2,688,623	2,484,333	5,172,956	2,606,233	2,431,087	5,037,320	82,390	53,246	135,636

区 分	令和7年度(A)			令和6年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	18,398	4,795	23,193	31,065	9,801	40,866	△ 12,667	△ 5,006	△ 17,673
(2) 文教施設	427	215	642	431	216	647	△ 4	△ 1	△ 5
計 (d)	18,825	5,010	23,835	31,496	10,017	41,513	△ 12,671	△ 5,007	△ 17,678
総計 (c) + (d)	2,707,448	2,489,343	5,196,791	2,637,729	2,441,104	5,078,833	69,719	48,239	117,958

(注) 「1 一般公共 (8) 推進費等」の令和7年度の額には、新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金分(国庫補助負担額等53,969百万円、地方負担額52,033百万円)を、「2 その他公共 (10) その他」の令和7年度の額には、新しい地方経済・生活環境創生交付金分(国庫補助負担額等54,411百万円、地方負担額54,411百万円)を含む。

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は、3兆392億円を計上しており、前年度に比し、962億円(3.3%)増加している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として3兆90億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

令和6年発生災害及び現年発生災害に係る令和7年度における復旧事業費として302億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実等を推進するための特別事業費の総額は、3兆3,245億円を計上しており、前年度に比し、962億円(2.8%)減少している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として1兆2,379億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の経済循環の創造に資する事業等を実施するため、地域活性化事業費として820億円を計上している。

ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)」及び「市町村の合併の特例に関する法律(現行合併特例法)」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として2,664億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として948億円を計上している。

オ 施設整備事業費(一般財源化分)

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費(一般財源化分)として934億円を計上している。

カ 緊急防災・減災事業費

防災・減災事業の緊急課題に対応するため、緊急防災・減災事業費として5,000億円を計上している。

キ 公共施設等適正管理推進事業費

公共施設等の適正管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業費として5,000億円を計上している。

ク 緊急自然災害防止対策事業費

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）と連携しつつ、自然災害を防止するための基盤整備を推進するため、緊急自然災害防止対策事業費として4,000億円を計上している。

ケ 脱炭素化推進事業費

地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、脱炭素化推進事業費として1,000億円を計上している。

コ こども・子育て支援事業費

こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を実施できるよう、こども・子育て支援事業費として500億円を計上している。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、2兆2,787億円であり、前年度に比し、415億円（1.8%）減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは、1兆2,394億円であり、前年度に比し、665億円（5.1%）減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は、1兆829億円であり、前年度に比し、76億円（0.7%）増加している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)	
区	分	令和7年度(A)	令和6年度(B)	増減額(A)－(B)	
1	水道事業	234	245	△	11
2	交通事業	167	165		2
3	病院事業	5,353	5,283		70
4	下水道事業	4,070	4,185	△	115
5	その他の事業	1,005	875		130
	合 計	10,829	10,753		76

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は、1兆1,958億円であり、前年度に比し、491億円(3.9%)減少している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)	
区	分	令和7年度(A)	令和6年度(B)	増減額(A)－(B)	
1	水道事業	938	821	117	
2	交通事業	362	412	△	50
3	病院事業	2,524	2,563	△	39
4	下水道事業	7,842	8,388	△	546
5	その他の事業	292	265	27	
	合 計	11,958	12,449	△	491

7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、7,900億円(26.5%)の増加を見込み、3兆7,700億円を計上している。

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等に基づく経費の総額は、38兆1,159億円であり、前年度に比し、1兆7,879億円(4.9%)増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係(義務教育職員給与費を含む。)で32兆9,191億円(前年度比1兆6,699億円、5.3%増)、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆1,729億円(前年度比1,356億円、2.7%増)、災害復旧事業費で238億円(前年度比177億円、42.6%減)である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和7年度(A)			令和6年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 普通補助負担金等関係									
(1) 内閣府所管	5,486,467	3,581,356	9,067,823	4,614,290	3,495,532	8,109,822	872,177	85,824	958,001
(2) 総務省所管	464,439	5,421	469,860	354,828	5,652	360,480	109,611	△ 231	109,380
(3) 法務省所管	3,419	978	4,397	3,333	1,156	4,489	86	△ 178	△ 92
(4) 外務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) 財務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(6) 文部科学省所管	429,174	138,818	567,992	423,693	134,974	558,667	5,481	3,844	9,325
(7) 厚生労働省所管	5,731,125	10,400,374	16,131,499	5,547,414	10,228,264	15,775,678	183,711	172,110	355,821
(8) 農林水産省所管	128,373	88,464	216,837	129,854	84,756	214,610	△ 1,481	3,708	2,227
(9) 経済産業省所管	26,357	1,911	28,268	25,848	1,958	27,806	509	△ 47	462
(10) 国土交通省所管	17,498	15,704	33,202	17,594	15,561	33,155	△ 96	143	47
(11) 環境省所管	49,099	34,656	83,755	47,497	31,696	79,193	1,602	2,960	4,562
(12) 防衛省所管	183	-	183	177	-	177	6	-	6
小計((1)~(12))	12,336,134	14,267,682	26,603,816	11,164,528	13,999,549	25,164,077	1,171,606	268,133	1,439,739
(13) 義務教育職員給与費	1,620,953	4,694,296	6,315,249	1,562,712	4,522,366	6,085,078	58,241	171,930	230,171
計((1)~(13))	13,957,087	18,961,978	32,919,065	12,727,240	18,521,915	31,249,155	1,229,847	440,063	1,669,910
2 公共事業費補助負担金関係									
(1) 普通建設事業費	2,688,623	2,484,333	5,172,956	2,606,233	2,431,087	5,037,320	82,390	53,246	135,636
(2) 災害復旧	18,825	5,010	23,835	31,496	10,017	41,513	△ 12,671	△ 5,007	△ 17,678
計((1)~(2))	2,707,448	2,489,343	5,196,791	2,637,729	2,441,104	5,078,833	69,719	48,239	117,958
総計(1+2)	16,664,535	21,451,321	38,115,856	15,364,969	20,963,019	36,327,988	1,299,566	488,302	1,787,868

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	12,400,930	16,491,959	28,892,889
地方財政法第10条の2関係経費	1,175,094	960,093	2,135,187
地方財政法第10条の3関係経費	21,716	7,618	29,334
地方財政法第34条関係経費	-	-	-
総 計	13,597,740	17,459,670	31,057,410

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10 1	義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,620,953	3,241,906	4,862,859
3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	66,392	61,593	127,984
4	生活保護に要する経費	2,823,517	941,064	3,764,581
5	感染症の予防に要する経費	5,624	3,788	9,412
6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,640	1,263	2,904
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	166,339	162,191	328,530
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
9	身体障害者の更生援護に要する経費	663,898	667,255	1,331,153
10	女性相談支援センターに要する経費	1,078	1,078	2,156
11	知的障害者の援護に要する経費	1,087,768	1,094,228	2,181,996
12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	7,194	3,080,864	3,088,058
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	3,738,622	3,738,622
14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)並びに里親に要する経費	674,457	674,457	1,348,914
15	児童手当に要する経費	2,166,585	505,596	2,672,180
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	229,412	236,562	465,974
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,157	291	1,448
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	46,207	15,402	61,609
19	児童扶養手当に要する経費	153,018	306,037	459,055
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	3,380	3,304	6,684
21	家畜伝染病予防に要する経費	3,202	2,140	5,342
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	131	131	262

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
23	森林病虫害等の防除に要する経費	431	424	855
24	国土交通大臣が定める特定計画又は 国土調査事業十箇年計画に基づく地 籍調査に要する経費	10,500	10,500	21,000
25	特別支援学校への就学奨励に要する 経費	5,379	5,379	10,758
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	6,658	6,667	13,325
27	消防庁長官の指示により出動した緊 急消防援助隊の活動に要する経費	10	-	10
28	武力攻撃事態等における国民の保護 のための措置及び緊急対処事態にお ける緊急対処保護措置に要する経費 並びにこれらに係る損失の補償若し くは実費の弁償、損害の補償又は損失 の補てんに要する経費並びに国の機 関と共同して行う国民の保護のため の措置及び緊急対処保護措置につい ての訓練に要する経費	155	-	155
29	高等学校等就学支援金の支給に要す る経費	400,429	-	400,429
30	新型インフルエンザ等緊急事態にお ける埋葬及び火葬に要する経費並び に新型インフルエンザ等対策に係る 臨時の医療施設における医療の提供、 損失の補償若しくは実費の弁償又は 損害の補償に要する経費	45	45	90
31	地域における医療及び介護の総合的 な確保の促進に関する基金への繰入 れに要する経費	96,243	47,039	143,282
32	指定難病に係る特定医療費の支給に 要する経費	129,145	129,145	258,290
33	妊婦のための支援給付に要する経費、 子どものための教育・保育給付に要す る経費（地方公共団体の設置する教 育・保育施設に係るものを除く。）及 び子育てのための施設等利用給付に 要する経費（地方公共団体又は公立大 学法人の設置する認定こども園、幼稚 園又は特別支援学校に係るものを除 く。）	1,973,204	1,515,033	3,488,237
34	生活困窮者自立相談支援事業に要す る経費及び生活困窮者住居確保給付 金の支給に要する経費	25,237	8,412	33,649
35	都道府県知事の確認を受けた専門学 校（地方公共団体又は地方独立行政法 人が設置するものを除く。）に係る授 業料等減免に要する経費	31,542	31,542	63,084
	計	12,400,930	16,491,959	28,892,889
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	1,175,094	960,093	2,135,187
	計	1,175,094	960,093	2,135,187
10の3	1 災害救助事業に要する経費	2,800	2,800	5,600
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要 する経費	140	140	280
	3～9 災害復旧事業に要する経費	18,776	4,678	23,454
	計	21,716	7,618	29,334
34	引揚者への援護に要する経費	-	-	-
	計	-	-	-

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、2,704億円であり、前年度に比し、73億円（2.8%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は、第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区	分	(単位 億円)			
		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	震災復興特別交付税	871	904	△ 33	△ 3.7
II	一般財源充当分	33	8	25	312.5
III	国庫支出金	1,731	1,655	76	4.6
IV	地方債	11	2	9	450.0
V	雑収入	58	62	△ 4	△ 6.5
	歳入合計	2,704	2,631	73	2.8

第2表 歳入の構成比

区	分	(単位 億円)			
		令和7年度		令和6年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	震災復興特別交付税	871	32.2	904	34.4
2	一般財源充当分	33	1.2	8	0.3
3	国庫支出金	1,731	64.0	1,655	62.9
4	地方債	11	0.4	2	0.1
5	雑収入	58	2.2	62	2.3
	歳入合計	2,704	100.0	2,631	100.0

(二) 歳入の概要

1 震災復興特別交付税

震災復興特別交付税の総額は、871億円であり、前年度に比し、33億円（3.7%）減少している。

震災復興特別交付税の算定基礎は、第3表のとおりである。

第3表 震災復興特別交付税の算定基礎

(単位 百万円)

区 分	令和7年度 (A)	令和6年度			増減額	
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A)－(B)	対前年度 最終 (A)－(C)
当該年度震災復興 特別交付税の加算(a)	65,850	56,974	-	56,974	8,876	8,876
前年度からの年度 調整分(b)	18,700	29,300	-	29,300	△ 10,600	△ 10,600
返 還 金(c)	2,594	4,144	-	4,144	△ 1,550	△ 1,550
合 計 (a)～(c)	87,145	90,417	-	90,417	△ 3,272	△ 3,272

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

2 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、33億円を計上している。

3 国庫支出金

国庫支出金の総額は、1,731億円であり、前年度に比し、76億円（4.6%）増加している。

国庫支出金の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 国庫支出金の内訳

(単位 百万円)

区 分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A)－(B)
1 災害救助費等負担金	390	417	△ 27
2 河川等災害復旧事業費補助	7,488	6,518	970
3 社会資本整備総合交付金	25,981	16,176	9,805
4 災害公営住宅等家賃対策補助	22,397	20,917	1,480
5 循環型社会形成推進交付金	-	1,190	△ 1,190
6 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	1,141	937	204
7 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	1,072	889	183
8 福島再生加速化交付金	59,937	60,150	△ 213
9 その他	54,728	58,378	△ 3,650
合 計	173,134	165,572	7,562

4 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、11億円であり、前年度に比し、9億円（450.0%）増加している。

地方債の事業別内訳は、第5表のとおりである。

第5表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区	分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債	11	2	9
1	公営住宅建設事業	10	1	9
2	一般単独事業	1	1	0
	— 一般	1	1	0
	合 計	11	2	9

(2) 地方債計画

令和7年度地方債計画は、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

参考表 令和7年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

		(単位 億円)		
区	分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債			
1	公営住宅建設事業	10	1	9
2	災害復旧事業	1	1	0
3	一般単独事業	1	1	0
二	公営企業債			
1	水道事業	3	4	△ 1
三	国の予算等貸付金債	(1)	(1)	(0)
	総 計	15	7	8
		(1)	(1)	(0)
内訳	普通会計分	11	2	9
	公営企業会計等分	4	5	△ 1

資	金	区	分				
	公		的	資	金		
	財	政	融	資	資	金	
				11		6	5
	地	方	公	共	団	体	金
				4		1	3
				(1)	(1)
						(0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

5 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入及び貸付金の回収金を58億円計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、2,704億円であり、前年度に比し、73億円（2.8%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第6表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第7表のとおりであり、歳出の構成比は第8表のとおりである。

第6表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A)－(B)		増減率 (%)	
			増	減	増	減
I 給与関係経費	49	51	△	2	△	3.9
II 一般行政経費	1,129	1,187	△	58	△	4.9
1 国庫補助負担金等を伴うもの	853	836		17		2.0
2 国庫補助負担金を伴わないもの	276	351	△	75	△	21.4
III 公債費	58	62	△	4	△	6.5
IV 投資的経費	1,468	1,331		137		10.3
1 公共事業費	1,468	1,329		139		10.5
2 一般事業費	0	2	△	2	△	100.0
V 公営企業繰出金	0	0	△	0	△	0.0
歳出合計	2,704	2,631		73		2.8

第7表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 2	△ 1	III 公債費	△ 4	△ 4
1 職員数による増減	△ 4	△ 3	IV 投資的経費	137	63
2 その他	2	2	1 公共事業費	139	65
II 一般行政経費	△ 58	△ 60	2 一般事業費	△ 2	△ 2
1 国庫補助負担金等を伴うもの	17	15	V 公営企業繰出金	△ 0	△ 0
2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 75	△ 75			
			歳出増減額の合計	73	△ 2

第8表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	令和7年度		令和6年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 給 与 関 係 経 費	49	1.8	51	1.9
2 一 般 行 政 経 費	1,129	41.8	1,187	45.1
3 公 債 費	58	2.1	62	2.4
4 投 資 的 経 費	1,468	54.3	1,331	50.6
5 公 営 企 業 繰 出 金	0	0.0	0	0.0
歳 出 合 計	2,704	100.0	2,631	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、49億円であり、前年度に比し、2億円(3.9%)減少している。

給与関係経費の内訳は、次のとおりである。

- (1) 義務教育教職員の給与費は、義務教育教職員について、前年度に比し、43人減員の452人を見込み、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、40億円を計上している。
- (2) 警察官の給与費は、前年度と同数の103人を見込むことにより、9億円を計上している。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、1,129億円であり、前年度に比し、58億円(4.9%)減少している。

- (1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、853億円であり、前年度に比し、17億円(2.0%)増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第9表のとおりである。

第9表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和7年度(A)			令和6年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国 庫 補 助 負 担 額	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額	地 方 負 担 額	計	国 庫 補 助 負 担 額	地 方 負 担 額	計
放射線量低減対策特別 緊急事業費補助金	1,141	-	1,141	937	-	937	204	-	204
中小企業組合等共同施 設等災害復旧費補助金	1,072	486	1,558	889	445	1,334	183	41	224
災害救助費等負担金	390	390	780	417	417	834	△ 27	△ 27	△ 54
放射性物質汚染廃棄物 処理事業費補助金	7,510	1,111	8,621	7,476	1,230	8,706	34	△ 119	△ 85
災害公営住宅等家賃対 策補助	22,397	6,417	28,814	20,917	4,668	25,585	1,480	1,749	3,229
そ の 他	41,686	2,654	44,340	43,417	2,790	46,207	△ 1,731	△ 136	△ 1,867
合 計	74,196	11,058	85,254	74,053	9,550	83,603	143	1,508	1,651

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、276億円であり、前年度に比し、75億円(21.4%)減少している。

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の内訳は、次のとおりである。

ア 地方税等の減収分見合い歳出は、地方税法等に基づく特例措置分29億円、条例減免分5億円、東日本大震災復興特別区域法等に基づく特例措置分141億円を合算した175億円を計上している。

イ 地方自治法に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費等101億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元金償還金は、58億円(元金償還金55億円、利払費3億円)であり、前年度に比し、4億円(6.5%)減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第10表のとおりである。

第10表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)								
令和7年度償還金(A)			令和6年度償還金(B)			増 減 額 (A)-(B)		
元	金	利 子 計	元	金	利 子 計	元	金	利 子 計
55	3	58	59	3	62	△ 4	△ 0	△ 4

4 投資的経費

投資的経費の総額は、1,468億円であり、前年度に比し、137億円（10.3%）増加している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、1,468億円であり、前年度に比し、139億円（10.5%）増加している。

公共事業費の内訳は、第11表のとおりである。

(2) 一般事業費

一般事業費は、43百万円を計上している。

第11表 公共事業費の内訳

区 分	(単位 百万円)											
	令和7年度(A)			令和6年度(B)			増減額(A)-(B)					
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計			
循環型社会形成推進交付金	-	-	-	1,190	2,380	3,570	△	1,190	△	2,380	△	3,570
社会資本整備総合交付金	25,981	22,679	48,660	16,176	14,118	30,294	9,805	8,561	18,366			
河川等災害復旧事業費補助	7,488	221	7,709	6,518	402	6,920	970	△	181		789	
福島再生加速化交付金	59,937	18,217	78,154	60,150	18,218	78,368	△	213	△	1	△	214
その他の	4,452	7,810	12,262	6,354	7,311	13,665	△	1,902	499	△	1,403	
合計	97,858	48,927	146,785	90,388	42,429	132,817	7,470	6,498	13,968			

5 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、18百万円である。

事業別の内訳は、第12表のとおりである。

第12表 公営企業繰出金の内訳

区 分	事業	(単位 百万円)			
		令和7年度(A)	令和6年度(B)	増減額(A)-(B)	
水道	事業	18	19	△	1
合計	計	18	19	△	1

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等に基づく経費の総額は、2,360億円であり、前年度に比し、154億円（7.0%）増加している。その内訳は、第13表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第14表のとおりである。

第13表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和7年度(A)			令和6年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
災害救助費等負担金	390	390	780	417	417	834 △	27 △	27 △	54
河川等災害復旧事業費補助	7,488	221	7,709	6,518	402	6,920	970 △	181	789
社会資本整備総合交付金	25,981	22,679	48,660	16,176	14,118	30,294	9,805	8,561	18,366
循環型社会形成推進交付金	-	-	-	1,190	2,380	3,570 △	1,190 △	2,380 △	3,570
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	1,141	-	1,141	937	-	937	204	-	204
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	1,072	486	1,558	889	445	1,334	183	41	224
福島再生加速化交付金	59,937	18,217	78,154	60,150	18,218	78,368 △	213 △	1 △	214
災害公営住宅等家賃対策補助	22,397	6,417	28,814	20,917	4,668	25,585	1,480	1,749	3,229
その他の	54,728	14,441	69,169	58,378	14,345	72,723 △	3,650	96 △	3,554
合 計	173,134	62,851	235,985	165,572	54,993	220,565	7,562	7,858	15,420

第14表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

		(単位 百万円)		
区	分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条	関係経費	24,079	8,775	32,854
地方財政法第10条の2	関係経費	8,889	6,802	15,691
地方財政法第10条の3	関係経費	8,196	651	8,847
地方財政法第34条	関係経費	-	-	-
総	計	41,164	16,228	57,392

2 内訳表

		(単位 百万円)		
地方財政法 条号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,079	2,158	3,237
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	-	-	-
	4 生活保護に要する経費	-	-	-
	5 感染症の予防に要する経費	-	-	-
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	-	-	-
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	-	-	-
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	-	-	-
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	-	-	-
	10 女性相談支援センターに要する経費	-	-	-
	11 知的障害者の援護に要する経費	-	-	-
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	14 児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)並びに里親に要する経費	-	-	-
	15 児童手当に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法
条 号

条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	-	-	-
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	-	-	-
19	児童扶養手当に要する経費	-	-	-
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	-	-	-
21	家畜伝染病予防に要する経費	-	-	-
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	-	-	-
23	森林病虫害等の防除に要する経費	-	-	-
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	-	-	-
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	-	-	-
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	23,000	6,617	29,617
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	-	-	-
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急処理事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	-	-	-
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	-	-	-
30	新型インフルエンザ等緊急事態における埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る臨時の医療施設における医療の提供、損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	-	-	-
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	-	-	-
33	妊婦のための支援給付に要する経費、子どものための教育・保育給付に要する経費(地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。)及び子育てのための施設等利用給付に要する経費(地方公共団体又は公立大学法人の設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。)	-	-	-
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	-	-	-
35	都道府県知事の確認を受けた専門学校(地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。)に係る授業料等減免に要する経費	-	-	-
	計	24,079	8,775	32,854
10の2 1~6	普通建設事業に要する経費	8,889	6,802	15,691
	計	8,889	6,802	15,691
10の3 1	災害救助事業に要する経費	390	390	780
2	災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	36	36	73
3~9	災害復旧事業に要する経費	7,770	224	7,994
	計	8,196	651	8,847
34	引揚者への援護に要する経費	-	-	-
	計	-	-	-

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、218億円であり、前年度に比し、32億円 (12.8%) 減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第15表のとおりである。

なお、歳入の構成比は、第16表のとおりである。

第15表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
I	地方税	-	80	△ 80	皆減
II	一般財源充当分	217	169	48	28.4
III	雑収入	1	1	0	0.0
	歳入合計	218	250	△ 32	△ 12.8

第16表 歳入の構成比

		(単位 億円)			
区	分	令和7年度		令和6年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	地方税	-	-	80	32.0
2	一般財源充当分	217	99.5	169	67.6
3	雑収入	1	0.5	1	0.4
	歳入合計	218	100.0	250	100.0

(二) 歳入の概要

1 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、217億円を計上している。

なお、令和7年度までの一般財源充当分の累計額は、3,306億円である。

2 雑収入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入1億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、218億円であり、前年度に比し、32億円（12.8%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第17表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第18表のとおりであり、歳出の構成比は、第19表のとおりである。

第17表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分		(単位 億円)			
		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
I	公債費	218	250	△ 32	△ 12.8
	歳出合計	218	250	△ 32	△ 12.8

第18表 歳出の増減事由

増減事由	(単位 億円)	
	金額	金額
	総額	地方費
I 公債費	△ 32	△ 32
歳出増減額の合計	△ 32	△ 32

第19表 歳出の構成比

区 分		令和7年度		令和6年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	公債費	218	100.0	250	100.0
	歳出合計	218	100.0	250	100.0

(二) 歳出の概要

公 債 費

地方債の元利償還金は、218億円（元金償還金207億円、利払費11億円）であり、前年度に比し、32億円（12.8%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第20表のとおりである。

第20表 地方債の利子及び元金償還金

令和7年度償還金(A)			令和6年度償還金(B)			増 減 額 (A) - (B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
207	11	218	238	12	250	△ 31	△ 1	△ 32